

令和4年度あきたエコマネジメントシステム の取組結果について

生活環境部環境管理課

1 はじめに

「あきたエコマネジメントシステム」では、県自らが行う事務・事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、「秋田県庁環境方針」に掲げる4つの柱である「総合的な環境保全施策の推進」「事業活動における積極的な環境配慮の実施」「秋田県庁環境保全率先実行計画の推進」「環境関連法規等の順守」に基づき取組を進めている。

秋 田 県 庁 環 境 方 針

秋田県庁は、自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、次の方針に基づき積極的に行動します。

(1) 総合的な環境保全施策の推進

「自然と人との共生可能な社会の構築」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成」、「地球環境保全への積極的な取組み」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」を基本としながら、第3次秋田県環境基本計画に掲げる環境保全施策を推進します。

(2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施

公共事業の実施において、公共事業環境配慮システムを基に、環境に配慮した事業を実施し、環境負荷の低減に努めます。

(3) 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進

オフィス活動において、秋田県庁環境保全率先実行計画を基に、省エネルギー・省資源やグリーン購入を推進し、温室効果ガス排出量の削減など、環境負荷の低減に努めます。

(4) 環境関連法規等の順守

環境に関する法令、条例、協定、その他の合意事項を順守し、環境汚染の防止に努めます。

2 適用組織（令和4年度）

部局等	適用組織数
知事部局	147
行政委員会	7
教育庁	24
県立学校	53
警察本部・警察署	46
合計	277

3 主な取組内容及び結果

(1) 総合的な環境保全施策の推進【資料2】

環境保全施策を推進するため、57 の事業において環境目的・目標を設定しており、45 の事業で目標を達成している。(目標達成率：78.9%)

環 境 目 的 の 分 類	事業数	目標達成数	目標未達成数
① 自然と人との共生可能な社会の構築	8	4	4
② 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成	34	30	4
③ 地球環境保全への積極的な取組	11	7	4
④ 環境保全に向けての全ての主体の参加	4	4	0
合 計	57	45	12

※分類が複数ある場合は、主たる分類のものに計上した。

(2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施(秋田県公共事業環境配慮システムの運用) 【資料3】

評価対象 110 件の対象工事で 440 事項の環境配慮をすることとして計画し、435 事項で実際に配慮され、その配慮率は 98%であった。

○対象：県が実施する道路の整備事業など17事業種（21種類）のハード事業
（計画・設計段階 500万円以上、施工段階 8千万円以上の事業）

- ・評価対象事業数 110 件（令和 3 年度 132 件）
- ・平均選択事項数 4.0 事項※（令和 3 年度 3.9 事項）
※環境配慮事項の見直しを行い、平成 29 年度から事項数を絞り込んだ
- ・実施配慮率 98%（令和 3 年度 97%、目標配慮率：90%）

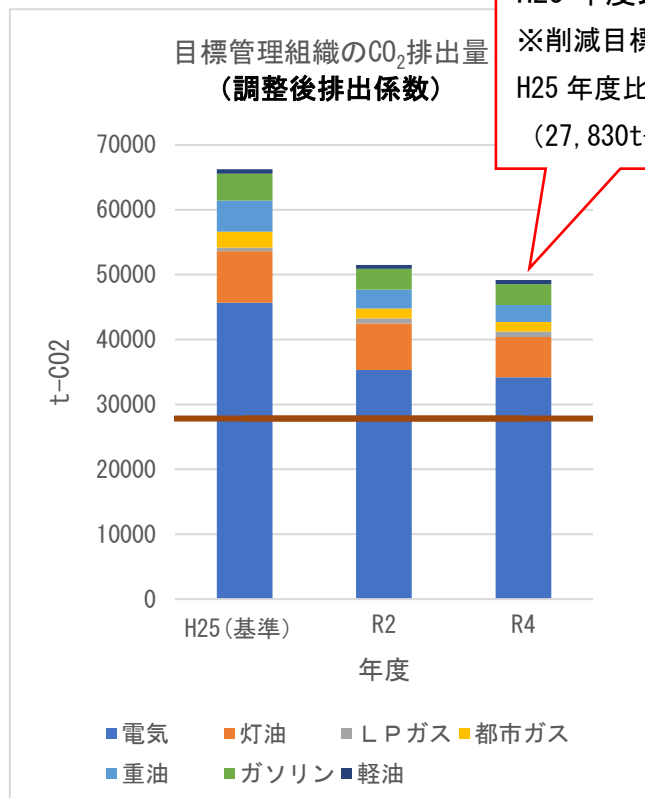
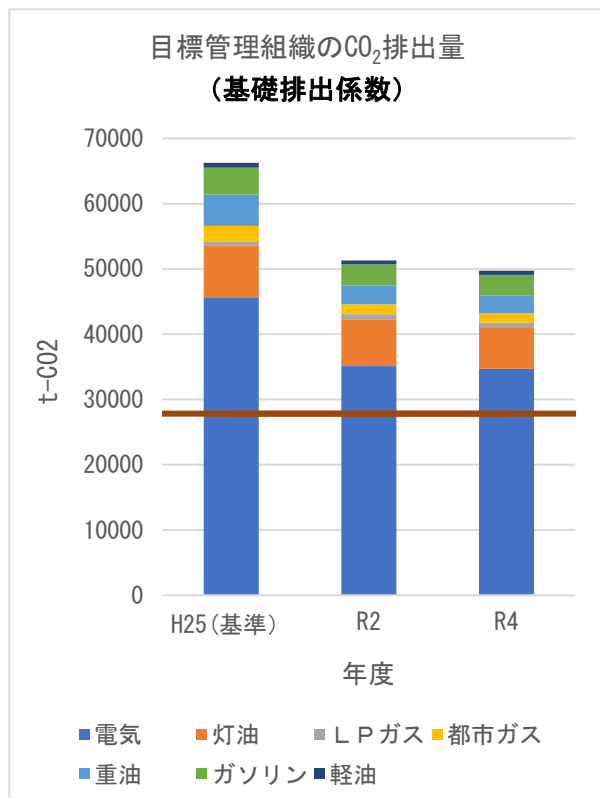
(3) 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進

①目標管理組織の CO₂ 排出量の削減

○令和 12 年度までに、県の事務・事業の実施に伴う CO₂ 排出量を平成 25 年度基準で 58.0%削減することを目標としている。

○年度毎の削減目標は、令和 2 年度実績と比較しており、令和 4 年度の CO₂ 排出量は、4.6%の削減となった。

項 目		R2年度 実績	R4年度実績※1			CO ₂ 排出量(t-CO ₂)換算※2		
			実績	削減率	削減 目標	R2年度	R4年度	削減率
電気(kwh)		67,613,253	70,036,970	△3.6%	1.0%	35,294 (35,091)	34,181 (34,739)	3.2% (1.0%)
燃 料	灯油(ℓ)	2,882,015	2,493,407	13.5%	1.5%	12,387	11,144	10.0%
	LPガス(kg)	259,261	284,999	△9.9%				
	都市ガス(m3)	698,351	655,701	6.1%				
	重油(ℓ)	1,061,263	966,174	9.0%				
公用車 等燃料	ガソリン(ℓ)	1,395,273	1,386,896	0.6%	5%	3,840	3,842	△0.1%
	軽油(ℓ)	232,075	240,799	△3.8%				
CO ₂ 排出量(計)						51,521 (51,318)	49,167 (49,725)	4.6% (3.1%)



○基礎排出係数※3

H25 (基準)	0.600 (固定)
R2	0.519
R4	0.496

○調整後排出係数※3

H25 (基準)	0.600 (固定)
R2	0.522
R4	0.488

※1 令和4年度には、令和3年度の実績集計まで使用していたデータ入力システムから、環境省が整備し自治体向けに提供する「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)」へシステムを変更した。これにより、旧システムに比べより正確な集計が可能となったほか、二酸化炭素排出量等の計算を自動で行うことができるようになった。

※2 秋田県庁環境保全率先実行計画 (第五期) では、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を算出する際には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項第1号ロの規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの基礎排出係数を使用するとともに、再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、本計画に定める二酸化炭素排出量の削減目標の達成は、環境省が公表している調整後排出係数を用いて算定した排出量により評価を行うこととしている。

なお、() 内の数値は、基礎排出係数を使用して算定した数値である。

※3 令和4年度集計に用いた電気の排出係数は、事業者によって異なるため、記載している排出係数は、CO₂ 排出量を電気使用量で割った値である。

②指定管理施設の CO₂ 排出量の削減

- 令和 12 年度までに、指定管理施設の CO₂ 排出量を平成 25 年度比 58.0%削減することを目標としている。(平成 25 年度 CO₂ 排出量実績 47,269t)
- 指定管理施設は、秋田ふるさと村、男鹿水族館、県立体育館、各流域下水道等を対象とする。
- 指定管理施設の令和 4 年度の CO₂ 排出量は、37,202t となり、平成 25 年度比で 21.3%の削減となった。

③グリーン購入に係る取組【資料 4】

- 対象 21 項目中、調達目標 90%以上を達成した項目は 11 項目であった。一方、目標に達しない項目数は、「予算の制約により低価格な非適合品を選択した」、「発注者の認識不足」などの理由から、9 項目であった。

項 目	R4年度		評価		項 目	R4年度		評価	
	調達目標	調達率	R4	R3		調達目標	調達率	R4	R3
紙類	90% 以上	90.3%	○	○	自動車等	90% 以上	95.5%	○	○
文具類		96.3%	○	○	消火器		98.9%	○	○
オフィス家具等		96.0%	○	×	制服・作業服		85.7%	×	×
画像機器等		93.8%	○	×	インテリア・寝装寝具		64.6%	×	○
電子計算機等		85.3%	×	×	作業手袋		30.3%	×	×
オフィス機器等		97.1%	○	○	その他繊維製品		15.1%	×	×
携帯電話		0.0%	×	×	設備		100.0%	○	○
家電製品		88.1%	×	×	災害備蓄品		100.0%	○	○
エアコンディショナー等		0.0%	×	○	納入印刷物		92.8%	○	○
温水器等		—	—	—	ゴミ袋等		91.2%	○	×
照明		84.3%	×	×					

④その他の取組（目標管理組織）

- 水道水使用量、可燃ごみ及びコピー用紙購入量
 - ・水道使用量については、令和 2 年度比で 2.0%の削減となった。
 - ・可燃ごみ排出量は、令和 2 年度比で 1.0%の削減目標としており、令和 4 年度実績は、2.8%の削減となった。
 - ・コピー用紙購入量は、年度毎での変動が大きいことから、平成 28 年度から令和 2 年度までの平均購入量の 97%以内を目標とし、令和 4 年度は、8.1%の削減となった。

項 目	基準 年度	基準年度 実績	R4年度		
			削減目標	実 績	削減率
水道 (m ³)	R2	350,731	0.5%	343,779	2.0%
可燃ごみ (k g)	R2	1,000,922	1.0%	972,858	2.8%
コピー用紙購入量 (枚)	H28~R2 平均※	125,989,129	3.0%	115,820,072	8.1%

※平成 28～令和 2 年度の平均購入量（A 4 サイズ換算、枚）を基準とする。

(4) 環境関連法規等の順守【資料5】

71 課所・457 項目について内部監査を実施したところ、水質汚濁防止法で不適合項目 1 件があり、改善依頼を行った。また、不適合には至らない観察項目が 7 件確認された。

適用法規名	項目数	不適合 項目数	適用法規名	項目数	不適合 項目数
廃棄物処理法	45	0	電気事業法	52	0
消防法	80	0	浄化槽法	49	0
毒物及び劇物取締法	21	0	ダイオキシン類対策特別措置法	3	0
農薬取締法	5	0	水道法	2	0
PCB 特別措置法	5	0	公害防止条例	9	0
大気汚染防止法	31	0	フロン排出抑制法	117	0
水質汚濁防止法	15	1	その他関連法規等	23	0
合 計				457	1

令和5年度外部評価委員会の評価結果について

生活環境部環境管理課

「あきたエコマネジメントシステム」においては、システムの運用状況について、客観性・透明性を確保するため、有識者に「外部評価委員」を委嘱し、「外部評価」を実施している。

1 外部評価委員委嘱者

氏 名	現 職
菅 原 拓 男	秋田大学名誉教授
津 村 守	津村コンサルタンツ事務所代表（エコアクション 21 審査員）
杉 館 俊 彦	経営情報管理研究所代表（環境カウンセラー）

2 外部評価委員会開催日 令和5年9月25日（月）

3 評価結果

（1）総合評価

○ あきたエコマネジメントシステムについては、おおむね良く取り組んでいる。引き続き、しっかり取り組んでいくこと。

（2）主な意見

【グリーン購入について】

○ 目標未達成となった理由のうち「発注者の認識不足」の改善にむけて、事務局から働きかけをお願いしたい。

【環境関連法規等の順守について】

○ 総合食品研究センターで水質汚濁防止法の項目が不適合となった件について、今後、環境関連法規等を順守するよう、気を付けてもらいたい。

【あきたエコマネジメントシステム全般について】

○ 毎年同じ取組を繰り返しているとマンネリ化し、認識が甘くなってしまうため、原点に立ち返ってしっかり取り組んでももらいたい。